（仮設店舗における営業の届出）

第十四条の二　法第十四条第一項ただし書の規定により公安委員会に届出をする場合においては、その場所（同条第二項の規定により当該届出を経由して行う場合にあっては、その経由する公安委員会の管轄区域内の営業所の所在地（二以上の営業所を有する古物商にあっては、そのいずれか一の営業所の所在地）の所轄警察署長を経由して、仮設店舗において古物営業を営む日から三日前までに、別記様式第十四号の二の仮設店舗営業届出書を提出しなければならない。

（古物競りあっせん業者に係る認定の申請）

第十九条の四　［略］

２　［略］

３　第一項の規定により認定申請書を提出する場合においては、営業の本拠となる事務所の所在地の所轄警察署長を経由して、一通の認定申請書を提出しなければならない。

４　［略］

（古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由）

第十九条の五　次の各号のいずれかに該当する者は、法第二十一条の五第一項の認定を申請することができない。

［一～四　略］

五　法第二十四条第一項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日若しくは当該取消しをしないことを決定する日までの間又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく手続に係る期間内に法第八条第一項第一号の規定による許可証の返納をした者（その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）又はこれに相当する外国の法令の規定に基づく手続を行った者で、当該返納の日又は当該手続を行った日から起算して五年を経過しないもの

［六・七　略］

（認定古物競りあっせん業者に係る変更の届出）

第十九条の九　［略］

［２・３　略］

４　第二項の規定により公安委員会に届出書を提出する場合においては、営業の本拠となる事務所の所在地の所轄警察署長を経由して、変更の日から十四日以内に、一通の届出書を提出しなければならない。

５　［略］

（外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請）

第十九条の十一　［略］

２　［略］

３　第一項の規定により認定申請書を提出する場合においては、連絡担当者の住所又は居所の所轄警察署長を経由して、一通の認定申請書を提出しなければならない。

４　［略］

（仮設店舗における営業の届出）

第十四条の二　法第十四条第一項ただし書の規定により公安委員会に届出をする場合においては、その場所の所轄警察署長を経由して、仮設店舗において古物営業を営む日から三日前までに、別記様式第十四号の二の仮設店舗営業届出書を提出しなければならない。

（古物競りあっせん業者に係る認定の申請）

第十九条の四　［同上］

２　［同上］

３　第一項の規定により認定申請書を提出する場合においては、営業の本拠となる事務所の所在地の所轄警察署長を経由して、正副二通の認定申請書を提出しなければならない。

４　［同上］

（古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由）

第十九条の五　次の各号のいずれかに該当する者は、法第二十一条の五第一項の認定を申請することができない。

［一～四　同上］

五　法第二十四条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日若しくは当該取消しをしないことを決定する日までの間又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく手続に係る期間内に法第八条第一項第一号の規定による許可証の返納をした者（その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）又はこれに相当する外国の法令の規定に基づく手続を行った者で、当該返納の日又は当該手続を行った日から起算して五年を経過しないもの

［六・七　同上］

（認定古物競りあっせん業者に係る変更の届出）

第十九条の九　［同上］

［２・３　同上］

４　第二項の規定により公安委員会に届出書を提出する場合においては、営業の本拠となる事務所の所在地の所轄警察署長を経由して、変更の日から十四日以内に、正副二通の届出書を提出しなければならない。

５　［同上］

（外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請）

第十九条の十一　［同上］

２　［同上］

３　第一項の規定により認定申請書を提出する場合においては、連絡担当者の住所又は居所の所轄警察署長を経由して、正副二通の認定申請書を提出しなければならない。

４　［同上］